

令和5年度さいたま市指扇土地区画整理事業
特別会計補正予算（第2号）

令和5年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ605,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月21日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		91,500	18,400	109,900
	1 国庫補助金	91,500	18,400	109,900
8 市債		137,900	22,400	160,300
	1 市債	137,900	22,400	160,300
歳入合計		565,170	40,800	605,970

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		415,108	40,800	455,908
	1 事業費	415,108	40,800	455,908
歳出合計		565,170	40,800	605,970

第2表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	指扇土地地区画整理事業	40,800

第3表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

変 更

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
指扇土地 区画整理 事業	137,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の年 度における 利率とす る。)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行 その他の場 合にはその 債権者と 協定するも のによる。た だし、市財 政の都合に より据置期 間及び償還 期間を短縮 し、又は繰 上償還若し は低利に借 換えするこ とができる。	160,300	(補正前に同じ。)		